

議案第三十六号

福島県子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例

福島県子どもを虐待から守る条例（令和二年福島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「婦人相談所、」を「女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）第九条第一項に規定するものをいう。）」に、「婦人相談所の」を「女性相談支援センターの」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。